

[事案 24-35] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

元本割れしない商品であると誤認して、契約に加入したとして、各契約を無効とし既払込保険料の返還等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 10 月および平成 14 年 4 月に加入したドル建ての積立利率変動型個人年金保険、および平成 14 年 6 月に加入した円建ての積立利率変動型終身保険について、以下の理由から、各契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、既に解約済の契約については受領済の解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対して、「元本割れしない商品であれば加入する」と伝え、これに対して募集人が本契約を勧めており、また、加入時、募集人は、「年 2% の金利が付くので、少々ドル安になっても元本は返ってくる」等の説明をするなど、為替リスクについての十分な説明を行っていない。このため、自分は、元本割れしない商品であると誤認して、契約の申込みをした。
- (2) 募集人に対して、当初から元本割れしない商品を求めているにもかかわらず、募集人がドル建ての契約を勧めることは、適合性の原則に違反する。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、ドル建ての保険商品であることを明確に説明し、為替の変動によっては損失が生じる可能性があることも明確に説明している。
- (2) 申立人は、株式の購入経験もあり、一定のリスクを許容しつつ契約の申込みをしたものであるから、本契約の募集行為が適合性の原則に違反するものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が募集人の説明により元本割れしない商品であると誤認して契約の申込みをしたと主張していることから、元本割れしない商品であるとの錯誤（民法 95 条）に陥って契約の申込みをしたとして契約の無効および既払込保険料の返還を請求しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、および申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. ドル建ての積立利率変動型個人年金保険について

- (1) 以下の理由から、申立人はドル建ての商品であることおよび年金等を円貨に交換する場合に、為替相場による変動があることを認識していたことが認められ、本契約が「元本割れしない商品」であったと錯誤していたと認めることはできない。

- ①加入時、申立人はパンフレットに従った説明を数時間程度受けていることが認められ、パンフレットには為替相場によって円貨での受取額が変動する旨、および変動リスクは契約者または受取人に帰属する旨記載されている。
 - ②申立人が加入時に提出した確認書には、本契約に係る年金等の支払いが米国通貨で行われること、および円貨に交換する場合に交換時の為替相場により円貨での受取額が変動すること、について申立人が確認した旨の署名捺印があることが認められる。
 - ③パンフレットには、円貨での受取額が為替相場により変動し、受取時の円貨換算での年金額が契約時の円貨換算での年金額よりも下回る場合がある旨が明記されており、募集人が、これに反して「年2%の金利が付くので、少々ドル安になっても元本は返ってくる」との説明をしたとは考えにくい。また、仮に募集人がそのような説明をしたとしても、一般人において、大幅なドル安時には円貨換算での年金額が大幅に減少しうるとは容易に理解できることである。
- (2)仮に上記の点につき、申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人が申込書の確認欄を読まずに署名捺印している点などから、申立人には重大な過失があったと判断され、錯誤無効の主張は認められない。
- (3)以下の理由から、適合性原則違反の主張について、募集人の勧誘が、保険会社が不法行為責任を負うべきであるほど著しく不当な勧誘であったと認めることはできない。
- ①申立人は老後資金を安定的に増やしたいとの希望であったこと、一方の契約の保険料の原資は申立人の娘から申立人に預託された金銭であること、を募集人が認識していたことが認められるので、受取年金額が一時払保険料より少なくなる可能性のある本契約が、申立人の意向に合致しているものではないことは明らかであり、募集人の勧誘が適切であったかどうかについては、疑問が残る。
 - ②しかしながら、申立人は長年、株取引をしていたこと、本契約の主たるリスクは為替差損のみであり、リスクの判断がしやすいこと、本契約の一時払保険料総額は、申立人保有の金融資産の半分程度であること、を考慮すると、著しく不当な契約であったとは認められない。
2. 円建ての積立利率変動型終身保険について、申立人は、本契約を無効とする根拠を主張しておらず、有効に成立したものと判断せざるを得ない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。